

(証券コード：9446)
(発送日) 2023年12月4日
(電子提供措置の開始日) 2023年11月29日

株 主 各 位

名古屋市中区千代田五丁目21番20号
株式会社サカイホールディングス
代表取締役社長 朝 田 康 二 郎

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料 掲載ウェブサイト

https://d.sokai.jp/9446/tei_ji/



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サカイホールディングス」または「コード」に当社証券コード「9446」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席いただけない場合は、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネットにより2023年12月20日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、ご用意しておりませんので卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月21日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケーアイファーストビル）
株式会社サカイホールディングス 本社5階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第33期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 役員退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件 |
| 第6号議案 | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額決定の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置をとっている各ウェブサイトに修正した旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎ 株主総会会場において、新型コロナウイルス等の感染拡大防止のための必要な対応（発熱や咳などの症状を有する株主様にご入場をお断りすることや退場をお願いすること、会場内でマスク着用すること等）を講じる場合がありますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。



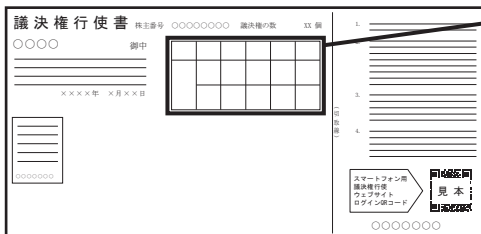
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <hr/> <p>日 時</p> <p>2023年12月21日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <hr/> <p>行使期限</p> <p>2023年12月20日（水曜日） 午後6時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <hr/> <p>行使期限</p> <p>2023年12月20日（水曜日） 午後6時30分入力完了分まで</p>
--	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 55 票

○ ○ ○ ○ ○ 欄中

× × × × 年 × 月 × × 日

〒○○○○○○○

スマートフォンの
議決権行使
アプリはこちら

見本
印刷用紙

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

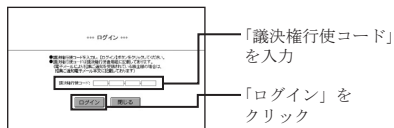
議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

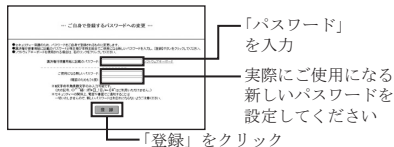
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

【電話】0120 (707) 743

受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

第33期事業報告

(自 2022年10月1日
至 2023年9月30日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済の回復に伴い景気の緩やかな持ちなおしの動きが続いたものの、物価上昇、それに対応した世界的金融引締めに伴う影響、ウクライナ情勢の長期化、予測困難な中東情勢等の影響により、引き続き不透明な状況が続いています。

このような経済環境のもとで、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は14,848百万円（前期比4.3%増）、営業利益は1,343百万円（前期比7.2%増）、経常利益は1,234百万円（前期比6.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は815百万円（前期比53.1%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

再生可能エネルギー事業につきましては、政府の2050年カーボンニュートラル宣言、エネルギー基本計画等、再生可能エネルギー導入に対する政府の支援姿勢は継続しており、今後も、国内再生可能エネルギー市場は、より一層拡大していく見通しのなか、当社グループは、現在15ヶ所の太陽光発電所を運営しております。すべての発電所において、自社エンジニアが発電所運営管理業務（O&M）を担当すると共に、発電所設置地域を全国各地に分散し気候リスク低減を図っております。発電量は一部地域にて出力制御の影響を受け、減少傾向ではありますが、安定稼働しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,453百万円（前期比2.1%減）、営業利益は1,214百万円（前期比3.5%減）となりました。

移動体通信機器販売関連事業につきましては、大手通信事業者各社が通信料金の値下げの実施やオンライン専用の低料金プランを開始する等、通信事業者間の価格競争が激化しています。また、お客様の携帯端末保有の長期化やSIMのみの契約の増加などにより利益率が減少しています。このような事業環境のなか、外販専門部隊を増員し、商業施設等への積極的な営業展開をし回線数の向上に努めてまいりました。加えて、対面サービスを通じて地域のDX化を支える拠点と位置づけ、お客様満足度向上に向けた人材育成に注力するとともに、お客様の意向に合わせた料金プランの案内、スマートフォンの販売のほか、光回線、キャッシュレス決済促進などライフスタイルのコンサルティングを行っています。またアドレス等のデータ移行や保護フィルム貼り等を有償で提供するなど、多様なサービスを提供しています。更には、店舗の運営効率を向上させるため、当社の主要地域におけるドミナント出店戦略を推進しました。

この結果、当連結会計年度における販売台数は新規・機種変更を合わせ69,018台（前期比0.1%増）、その内訳は、新規が23,786台（前期比4.2%増）、機種変更が45,232台（前期比1.9%減）となりました。上記施策により売上高は10,095百万円（前期比8.6%増）、営業利益は355百万円（前期比25.7%増）となりました。

なお、各店舗の採算を検討した結果、不採算となっている店舗については減損処理を実施しました。

コールセンターを拠点とする保険代理店事業につきましては、生命保険における高額な死亡保険のニーズが低下する一方、医療保険などの第三分野商品の加入件数が堅調に推移し、現在の主力販売商品になっております。しかしながら、稼働人員減少の影響や短期的な収益でなく、中長期的に収益性が高い保険商品へ販売をシフトしていることから、現状の売上は低調に推移しております。今後は人材育成への注力はもちろんですが、中長期的な収益確保の為に品質・保全の強化にも邁進してまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は891百万円（前期比18.8%減）、営業利益は96百万円（前期比4.3%減）となりました。

葬祭事業につきましては、葬儀に関する潜在的需要は人口動態を背景に年々増加するものと推計されておりますが、少子高齢化、世帯人数の減少、新型コロナウイルス感染症以降の家族葬の増加による葬祭規模の縮小等、葬儀や供養のあり方自体が変化しております。直近ではコロナ禍以前のように、多数のご参列をいただく一般葬の需要も回復傾向にありますが、葬祭規模の二極化が進行しているものと捉えております。そのような環境下で、地域密着型で高効率な運営を目的として、現在、愛知県の知多エリア及び西三河エリアで8会館を運営し、近隣店舗間の高い連携効率を実現しています。また専門知識と経験豊富な葬祭ディレクターによるお客様本位の対応、お客様のご要望に合わせたきめ細かな料金プラン設定により、葬儀施行単価は堅調に増加しています。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,038百万円（前期比5.1%増）、営業利益は191百万円（前期比11.3%増）となりました。

引き続き、“葬儀”という非日常的な場面において、高い専門性とホスピタリティをもって多様化するお客様のニーズにお応えするとともに、各種営業施策の展開により会員増加に努めてまいります。

不動産賃貸・管理事業につきましては、名古屋市千種区に大型立体駐車場「エスケーアイパーク法王町」を運営、安定した賃料収入を計上しています。

この結果、当連結会計年度における売上高は70百万円（前期比3.6%減）、営業利益は20百万円（前期比12.2%増）となりました。

ビジネスソリューション事業につきましては、BtoBビジネスのプラットフォームとして、DX化の需要の高まりを背景に、携帯電話と光回線サービスを中心に法

人のお客様の業務効率化、コスト削減に関するコンサル営業を展開しております。営業人員の増員と関東地域の拠点開設により新規顧客を開拓し、売上規模の拡大に努めました。前連結会計年度末にて、法人向けの新電力の販売を終了したことにより、当連結会計年度における売上高は303百万円（前期比4.4%増）、営業利益は22百万円（前期比0.5%減）となりました。

2. 企業集団の設備投資の状況

(1) 設備投資総額 83,486千円

(2) 取得した主な設備

[店舗]

ソフトバンクショップ

武豊、共和、リソラ大府、ジ アウトレット湘南平塚

ワイモバイルショップ

テラスウォーカー宮、リソラ大府

3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金および金融機関からの借入金により必要資金を賄いました。

4. 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 30 期 2020年9月期	第 31 期 2021年9月期	第 32 期 2022年9月期	第 33 期 2023年9月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	15,401,546	15,133,953	14,240,892	14,848,662
経常利益(千円)	1,356,666	1,148,727	1,159,038	1,234,020
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	831,529	742,132	532,525	815,153
1株当たり当期純利益(円)	80.96	71.96	51.45	78.71
純資産(千円)	2,546,476	3,228,406	3,618,605	4,274,886
総資産(千円)	26,981,470	25,907,631	23,358,059	22,409,007

(注) 1. 第30期から第32期の各数値については、訂正後の数値を記載しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第32期連結会計年度の期首から適用しており、第32期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

5. 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (千円)	当社の議決 権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エスケーアイ	10,000	100.0	移動体通信機器販売関連事業 ビジネスソリューション事業
株式会社セントラルパートナーズ	190,000	68.5	保 険 代 理 店 事 業
エスケーアイマネージメント株式会社	490,000	100.0	葬 祭 事 業
エスケーアイ開発株式会社	200,000	100.0	不 動 産 貸 貸 ・ 管 理 事 業 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 事 業

6. 企業集団の対処すべき課題

当社が属する携帯電話販売業界は、我が国および世界経済の回復に伴い景気の緩やかな持ちなおしの動きが続いたものの、物価上昇、それに対応した世界的金融引締めに伴う影響、ウクライナ情勢の長期化、予測困難な中東情勢等の影響により、引き続き不透明な状況が続いています。この事業環境において、業界各社は携帯電話販売の事業モデルから新たな成長事業の育成に注力しています。

このような状況の中で当社グループは、市場や顧客の動向を注視し、ESGやSDGs、地球温暖化防止に向けた世界的な取り組みに呼応しながら、再生可能エネルギー事業の拡張を図り、携帯電話販売事業、葬儀事業、保険代理店事業を通じて地域社会に貢献し、成長を加速させるとともに、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

経営ビジョンといたしましては、「カーボンニュートラルの実現に寄与する再生可能エネルギー事業の発展的展開」、「セグメント事業を通じた地域社会への生活インフラ提供」、「SDGsの理念に基づく事業領域への新規ビジネス展開」の基本方針のもと事業を推進してまいります。

7. 企業集団の主要な事業内容(2023年9月30日現在)

- (1) 再生可能エネルギー事業
- (2) 移動体通信サービスの加入契約取次ぎ代理店事業および移動体通信端末の販売事業
- (3) 生命保険・損害保険の募集業務および付帯業務、通信販売業
- (4) 葬祭請負を中心とした葬祭事業
- (5) 不動産の賃貸業務および管理業務
- (6) モバイルの法人向け販売を中心としたビジネスソリューション事業

8. 企業集団の主要な営業所および設備等（2023年9月30日現在）

(1) 当社

本社	愛知県名古屋市中区	
太陽光発電所	愛知県内	2ヶ所
	岐阜県内	1ヶ所
	三重県内	3ヶ所
	埼玉県内	1ヶ所
	和歌山県内	1ヶ所
	広島県内	1ヶ所
	熊本県内	2ヶ所
	茨城県内	1ヶ所
	千葉県内	1ヶ所
	宮城県内	1ヶ所

(2) 子会社

株式会社エスケーアイ

本社	愛知県名古屋市中区	
関東支社	神奈川県横浜市港北区	
店舗	愛知県内	23店舗
	静岡県内	10店舗
	東京都内	4店舗
	神奈川県内	14店舗

株式会社セントラルパートナーズ

本社	岐阜県大垣市	
東北支店	青森県青森市	
新潟支店	新潟県新潟市	

エスケーアイマネジメント株式会社

本社	愛知県知多市	
葬儀会館	愛知県内	8会館

エスケーアイ開発株式会社

本社	愛知県名古屋市中区	
立体駐車場	愛知県（名古屋市）内	1ヶ所
太陽光発電所	三重県内	1ヶ所

9. 企業集団および当社の従業員の状況（2023年9月30日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
再生可能エネルギー事業	4名	—
移動体通信機器販売関連事業	311名	17名減
保険代理店事業	87名	31名減
葬祭事業	26名	1名増
不動産賃貸・管理事業	—名	1名減
ビジネスソリューション事業	20名	9名増
全社（共通）	28名	5名増
合計	476名	34名減

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員99名は含まれておりません。

2. 全社（共通）として記載している従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32名	5名増	36.2歳	8.0年

(注) 従業員数には、臨時従業員7名は含まれておりません。

10. 企業集団の主要な借入先・借入額（2023年9月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	4,833,708 千円
株式会社三井住友銀行	2,756,480
株式会社みずほ銀行	2,341,135
株式会社十六銀行	980,140
株式会社愛知銀行	886,858
株式会社大垣共立銀行	767,608
株式会社名古屋銀行	648,979
株式会社山口銀行	566,632
株式会社横浜銀行	482,400
株式会社三十三銀行	409,276
株式会社中京銀行	395,080
株式会社百五銀行	50,000

II. 会社の株式に関する事項（2023年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,956,500株
- (3) 株主数 2,622名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社サンワ	3,400,000	32.83
酒井俊光	775,100	7.48
光通信株式会社	772,300	7.45
VTホールディングス株式会社	629,100	6.07
株式会社UHPartners2	601,600	5.80
ソフトバンク株式会社	450,000	4.34
アイデン株式会社	258,500	2.49
株式会社エスアイエル	244,600	2.36
株式会社サカイ	236,000	2.27
サカイホールディングス従業員持株会	182,100	1.75

(注) 持株比率は自己株式(600,167株)を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第6回新株予約権
発行決議日		2022年11月11日
新株予約権の数		245,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式245,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり575円 (1株当たり575円)
権利行使期間		2024年11月29日から 2029年11月28日まで
行使の条件		(注)3
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 30,000個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1名

- (注) 1. 社外取締役および監査役には新株予約権を付与しておりません。
2. 上記の取締役が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものがあります。
3. 行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、権利行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、執行役員ならびに従業員の地位にあるとき、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) その他の条件については、取締役会に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等(2023年9月30日現在)

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	朝田康二郎	株式会社エスケーアイ代表取締役社長 株式会社セントラルパートナーズ代表取締役会長 エスケーアイマネージメント株式会社取締役 刀パートナーズ株式会社取締役 株式会社ファイナンシャルファーム取締役 株式会社小牧ハイウェイ企画駐車場開発監査役 株式会社ミツワ従業員
取締役	宮田圭一郎	株式会社セントラルパートナーズ代表取締役社長 エスケーアイマネージメント株式会社取締役
取締役	片山義浩	アスカ株式会社常務取締役制御システム事業部長
取締役	鮑 俊	株式会社レオコネクト取締役 株式会社コネクトエージェンシー取締役 株式会社エフティグループ取締役 株式会社DREAMBEER取締役
常勤監査役	櫻井裕美	—
監査役	後藤康史	後藤会計事務所所長
監査役	伊東祐介	法律事務所ZeLoIPO部門責任者 株式会社グッドニュース社外監査役 株式会社リオ・ホールディングス社外取締役 株式会社デベロップ社外取締役

- (注) 1. 取締役片山義浩氏および鮑俊氏は、社外取締役であり、両氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役後藤康史氏および伊東祐介氏は、社外監査役であり、両氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役後藤康史氏は税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役伊東祐介氏は弁護士の資格を有し、専門的見地と豊富な識見を有しております。
5. 当社は、取締役片山義浩氏および鮑俊氏ならびに監査役後藤康史氏および伊東祐介氏との間で、賠償責任限度額を、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする責任限定契約を締結しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に

対してされた損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。
ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とするなど、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

7. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
8. 当事業年度中における取締役および監査役の地位および担当の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動事由	異動年月日
朝田康二郎	—	代表取締役社長	—	2022年12月22日
片山義浩	—	取締役	—	2022年12月22日
漆原秀一	—	取締役	—	2022年12月22日
加藤克彦	—	取締役	—	2022年12月22日
尾関信也	—	監査役	—	2022年12月22日
加藤克彦 ※1	取締役	—	辞任	2022年12月22日
神宮司恭行	監査役	—	辞任	2022年12月22日
宮田圭一郎	経理部長	取締役	—	2023年5月31日
鮎俊	—	取締役	—	2023年5月31日

氏名	異動前	異動後	異動事由	異動年月日
伊東祐介	—	監査役	—	2023年5月31日
漆原秀一	取締役	—	辞任	2023年5月31日
尾関信也 ※2	監査役	—	辞任	2023年5月31日

※1 取締役加藤克彦氏は2022年12月22日に就任後、同日2022年12月22日に辞任しております。

※2 監査役尾関信也氏は2022年12月22日に就任後、翌日2022年12月23日に辞任しており、2023年5月31日まで権利義務監査役となっております。

2. 取締役および監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会にて取締役の個人別報酬の内容に係る決定方針を定めております。当社の取締役報酬は固定報酬と業績連動報酬で構成されており、業績連動報酬は各事業年度における営業利益目標の達成度合いを指標としております。

なお、社外取締役、監査役には業績連動報酬の支給はありません。当社は、取締役等の指名や報酬等に関する評価、決定プロセスにおける、公平性、客観性、透明性の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより充実させるため、社外役員を過半数とする「指名報酬諮問委員会」を設置しています。委員長は社外取締役が務めております。

「指名報酬諮問委員会」は取締役会の諮問に応じ、取締役の報酬に関する事項について審議し答申を行います。取締役会は「指名報酬諮問委員会」の審議・答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬を決議しております。取締役会は「指名報酬諮問委員会」が客観性、妥当性ある検討を行っている判断しております。

役員退職慰労金については「役員退職慰労金規程」に定める基準に基づき、支給総額等を決定しております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の数 (名)
		基本報酬	役員退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	62,944 (8,194)	55,050 (7,800)	7,894 (394)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	22,250 (8,250)	20,850 (8,250)	1,400 (—)	5 (4)
合計 (うち社外役員)	85,194 (16,444)	75,900 (16,050)	9,294 (394)	14 (8)

(注) 1. 取締役の報酬額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において年額350,000千円以内（うち社外取締役年額70,000千円以内）と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）です。

上記とは別枠で、2023年5月31日開催の臨時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権として、新株予約権の数の上限を年305,000個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を年305,000株と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は2名）です。

監査役報酬額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

2. 役員退職慰労金は、当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した金額であります。

3. 上記には、当社の連結子会社からの報酬等は含んでおりません。

3. 社外役員に関する事項

主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	片 山 義 浩	2022年12月22日就任以降に開催された取締役会14回の全てに出席し、企業経営における豊富な経験・識見を活かして、当社の経営活動全般に対する的確な意見を述べるなど、業務執行への提言および経営の監督を適切に行っています。
取締役	鮑 俊	2023年5月31日就任以降に開催された取締役会6回の全てに出席し、企業経営における豊富な経験・識見を活かして、当社の経営活動全般に対する的確な意見を述べるなど、業務執行への提言および経営の監督を適切に行っています。
監査役	後 藤 康 史	当事業年度開催の取締役会18回および監査役会16回の全てに出席し、会計事務所所長として、税務・会計面での豊富な経験・識見を活かし、幅広い見地からの的確な意見を述べるなど、経営全般に対する提言を適切に行っています。
監査役	伊 東 祐 介	2023年5月31日就任以降に開催された取締役会6回および監査役会5回の全てに出席し、弁護士の経験に基づく、専門的見地と豊富な識見から適切な意見を述べるなど、経営全般に対する提言を適切に行っています。
監査役	尾 関 信 也	2022年12月22日就任から2023年5月31日退任までに開催された取締役会8回および監査役会7回の全てに出席し、弁護士の経験に基づく、専門的見地と豊富な識見から適切な意見を述べるなど、業務執行への提言および経営の監督を適切に行っていました。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。
2. 監査役尾関信也氏は2022年12月23日に辞任しており、上記の期間は権利義務監査役となっていました。

V. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任中部総合監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました公認会計士 早稲田智大氏および公認会計士 堀江将仁氏は、2022年12月22日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 64,000千円

② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 64,000千円

1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく訂正報告書に関する財務諸表等の監査に係る報酬33,000千円を含んでおります。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積りの相当性を検討し、同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）は、取締役（執行役）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、内部統制システムを構築しており、会社法・会社法施行規則の改正に伴い、標記体制の改定について取締役会で決議している他、今後も常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図るため、次のような体制にしております。

なお、内部統制システムの構築の基本方針について取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、当社グループにおける業務の適正を確保する体制の整備を決定する。
 - ② 取締役会は、取締役会規程を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - ③ コンプライアンス規程を定めるとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、当社グループのコンプライアンス体制を確保する。
 - ④ 一人ひとりの行動規範となる行動指針を制定し、取締役および従業員が、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努めるよう、教育・啓発活動等を推進する。
 - ⑤ コンプライアンス窓口を設置し、当社グループの従業員等から申し出を受け付け、問題の早期発見・是正に努める。当社グループは、上記申し出を行った者に対し、それを理由に不利な取扱いをしない。
 - ⑥ コンプライアンスの遂行状況のモニタリングは、内部監査担当部門が計画的に監査を行う。
 - ⑦ 取締役および従業員は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、すみやかに取締役会および監査役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行状況を確認できるよう、文書管理規程を定め、議事録、稟議書、契約書等を適切に保存および管理する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理規程を定め、リスク管理に関わる責任体制を整備するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会により、当社グループのリスクの把握・評価並びに対応策の検討を行い、リスクの低減を図る。
 - ② 個人情報の漏洩等の事業運営リスクについては、それぞれの組織において、必要な基準・ルールを定め、リスクの防止・低減を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会で定められた基本方針に基づき、経営に関する重要事項の審議、全般的業務執行方針を確立するために、当社および子会社の社内役員、各部門等責任者等で構成されるグループ経営会議を設置し、運営する。
 - ② 経営ビジョンのもと、年度計画を定め、目標達成のための業績管理、フォローを行うことにより、効率的な職務執行に努める。
 - ③ 適正かつ効率的に職務を執行できるよう、組織規程、稟議規程、職務権限規程等の意思決定に関する規程を整備する。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社取締役会においてグループ各社の重要事項の承認を行う。
 - ② 当社は、グループ各社の経営の業務執行状況、財務状況等の報告を求め、グループ各社は、すみやかにこれに応じる。
 - ③ グループ各社は、コンプライアンスの徹底を図るとともに、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、すみやかに当社に報告する等適切に対応する。
 - ④ グループ各社の業務活動の適正等については、当社の内部監査担当部門が計画的に監査を行う。
- (6) 監査役の職務を補助する社員に関する事項および当該社員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 常勤する監査役の求めに応じ、職務を補助する社員を配置できることとする。当該社員は、監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補助する。
 - ② 当該社員の人事異動、考課等については、事前に常勤する監査役と協議する。
- (7) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会やグループ経営会議等の重要会議に出席し、また、稟議書および議事録等の閲覧により、必要な情報の提供を受ける。
 - ② 当社グループの取締役および従業員は、年間計画・決算等の主要な業務執行状況について、定期的に監査役に報告する。

- ③ 当社グループの取締役および従業員ならびにグループ会社監査役は、監査役から報告を求められた場合は、すみやかに応じる。当社グループは、監査役に報告した者に対し、それを理由に不利な取扱いをしない。
 - ④ 監査役がその職務の執行について費用の請求をした場合は、必要でない認められた場合を除き、すみやかに当該費用を支払う。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 反社会的勢力との関係遮断については、対応統括部署を定める等必要な体制を整備するとともに、外部専門機関と連携して対応する。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社のコーポレートガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① サカイホールディングスグループ行動指針を定め、取締役および従業員が、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努める企業風土の確立を目指しています。
 - ② 取締役会における意思決定の透明性を高めるため、取締役・監査役7名のうち、4名は社外役員としています。また、社外役員に対しては、事業責任者による事業説明会、意見交換会を実施するとともに、取締役会実効性評価を行い、実効性向上を図っております。
 - ③ コンプライアンス・リスク管理委員会を四半期毎に開催し、グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、法令違反の点検、コンプライアンス窓口から通報された事案の検討等を実施しています。
 - ④ グループ社員全員を対象として、コンプライアンス研修（eラーニング）を実施するとともに、コンプライアンスに対する意識を調査し、グループ全体の教育、啓発活動に努めています。
 - ⑤ コンプライアンスの遂行状況のモニタリングは、内部監査部門が、全部署を対象としてリスクアプローチに基づいた監査を実施しています。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役会・グループ経営会議・各種会議等重要会議の議事録、稟議書、規程、契約書等は電子文書としても保存、管理され、権限に応じた閲覧ができるようにしております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 改正したリスク管理規程に基づき、リスク毎に主管部署を明確にし、リスクおよび対応状況等を「リスク管理状況報告」に取り纏め、年1回、グループ経営会

議、取締役会で報告、管理しております。

- ② 事業運営リスクに関しては、当社の管理部門の人員拡充・良質な人材の確保に努め、それぞれの部署でリスク認識、対応の更なる強化を図っています。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① グループ経営会議により、グループの重要な業務執行に関する事項の報告・審議は、グループ横断での情報共有化、意思決定の過程の透明化を図っています。
 - ② 経営改革推進委員会を月1回開催し、当グループの健全かつ持続的な成長を実現するため、業務執行に関わる重要規程の見直しや風土改革等の業務改革活動を邁進、継続します。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① グループの重要な業務執行に関する事項の報告・審議は、グループ経営会議を経て、当社取締役会で意思決定しております。
 - ② 当社の管理部門の人員拡充・良質な人材を確保し、子会社の管理強化をしています。子会社監査役は専任体制とし、知識と経験を有するものを監査役候補者としています。
 - ③ 重要な子会社には、内部監査部門を設けており、グループ各社の業務活動の適正等については、当社の内部監査部門が計画的に監査を行っております。
- (6) 監査役の職務を補助する社員に関する事項および当該社員の取締役からの独立性に関する体制
監査役からは、職務を補助する社員の配置を求められておりません。
- (7) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、取締役会やグループ経営会議等の重要会議に出席するとともに、適時、取締役への聴取や子会社往査などを行っています。また、グループ監査役会議を主宰し、定期的な報告を受けております。
 - ② 当社グループの取締役および従業員は、年間計画・決算等の主要な業務執行状況について、定期的に監査役に報告しています。重要事案は個別に、監査役に正確な情報を報告することを徹底します。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力との関係遮断については、対応統括部署を定めるなど必要な体制を整備し、外部専門機関と連携して対応しています。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,845,729	流動負債	6,895,636
現金及び預金	3,377,396	買掛金	885,792
売掛金及び契約資産	1,457,115	短期借入金	3,220,000
商 品	689,326	1年内償還予定の社債	90,000
そ の 他	331,379	1年内返済予定の長期借入金	1,464,528
貸倒引当金	△9,487	未払金	231,379
固定資産	16,563,278	返金負債	162,112
有形固定資産	13,522,509	未払法人税等	267,797
建物及び構築物	1,804,297	賞与引当金	146,181
機械装置及び運搬具	8,063,665	株主優待引当金	5,829
土 地	3,629,139	そ の 他	422,014
建設仮勘定	363	固定負債	11,238,484
そ の 他	25,044	社 債	45,000
無形固定資産	1,361,964	長期借入金	10,433,769
の れ ん	982,169	繰延税金負債	74,104
そ の 他	379,795	退職給付に係る負債	163,543
投資その他の資産	1,678,804	役員退職慰労引当金	193,656
投資有価証券	864,376	資産除去債務	296,337
繰延税金資産	229,730	そ の 他	32,072
差入保証金	297,944	負債合計	18,134,120
そ の 他	286,752	(純資産の部)	
資産合計	22,409,007	株主資本	3,699,405
		資 本 金	747,419
		資 本 剰 余 金	684,918
		利 益 剰 余 金	3,035,781
		自 己 株 式	△768,713
		その他の包括利益累計額	524,761
		その他有価証券評価差額金	511,752
		繰延ヘッジ損益	13,008
		新株予約権	15,655
		非支配株主持分	35,064
		純資産合計	4,274,886
		負債純資産合計	22,409,007

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年10月1日)
(至 2023年9月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		14,848,662
売上原価		9,177,259
売上総利益		5,671,402
販売費及び一般管理費		4,327,678
営業利益		1,343,724
営業外収益		
受取利息及び配当金	33,524	
営業支援金収入	13,509	
固定資産売却益	11,898	
その他	36,662	95,595
営業外費用		
支払利息	160,351	
融資手数料	37,878	
その他	7,070	205,299
経常利益		1,234,020
特別利益		
固定資産売却益	38,233	38,233
特別損失		
決算訂正関連費用	33,903	
減損損失	32,580	
その他	4,896	71,379
税金等調整前当期純利益		1,200,874
法人税、住民税及び事業税	395,235	
法人税等調整額	△24,752	370,483
当期純利益		830,390
非支配株主に帰属する当期純利益		15,237
親会社株主に帰属する当期純利益		815,153

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	2,664,155	流動負債	4,935,711
現金及び預金	2,074,447	短期借入金	3,220,000
売掛金	360,682	1年内償還予定の社債	90,000
短期貸付金	127,334	1年内返済予定の長期借入金	1,293,238
その他	101,691	未払金	66,880
固定資産	14,971,710	未払法人税等	163,558
有形固定資産	11,941,527	賞与引当金	15,001
建物	254,445	株主優待引当金	5,829
構築物	671,572	その他	81,203
機械及び装置	7,867,068	固定負債	9,931,048
車両運搬具	7,916	社債	45,000
工具器具及び備品	15,075	長期借入金	9,416,629
土地	3,125,449	退職給付引当金	36,109
無形固定資産	1,305,332	役員退職慰労引当金	175,533
のれん	973,299	資産除去債務	177,961
その他	332,033	その他	79,815
投資その他の資産	1,724,850	負債合計	14,866,759
投資有価証券	864,376	(純資産の部)	
関係会社株式	599,645	株主資本	2,228,688
差入保証金	45,092	資本金	747,419
その他	215,735	資本剰余金	684,918
資産合計	17,635,866	資本準備金	684,918
		利益剰余金	1,565,064
		利益準備金	3,820
		その他利益剰余金	1,561,244
		別途積立金	134,150
		繰越利益剰余金	1,427,094
		自己株式	△768,713
		評価・換算差額等	524,761
		その他有価証券評価差額金	511,752
		繰延ヘッジ損益	13,008
		新株予約権	15,655
		純資産合計	2,769,106
		負債純資産合計	17,635,866

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2022年10月 1 日)
(至 2023年 9 月30 日)

(単位：千円)

科目	金額	
売 上 高		2,650,796
売 上 原 価		1,089,186
売 上 総 利 益		1,561,609
販売費及び一般管理費		682,772
営 業 利 益		878,836
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	42,418	
受 取 家 賃 収 入	18,484	
そ の 他	12,475	73,378
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	155,177	
融 資 手 数 料	37,586	
そ の 他	2,142	194,907
経 常 利 益		757,307
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	16,516	16,516
特 別 損 失		
決 算 訂 正 関 連 費 用	33,903	
そ の 他	2,089	35,992
税 引 前 当 期 純 利 益		737,832
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	246,024	
法 人 税 等 調 整 額	△24,325	221,698
当 期 純 利 益		516,133

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月10日

株式会社 サカイホールディングス
取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人
愛知県名古屋市

指定有限責任社員 公認会計士 早稲田 智大
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀江 将仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サカイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月10日

株式会社サカイホールディングス
取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人
愛知県名古屋

指定有限責任社員 公認会計士 早稲田 智大
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀江 将仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの2022年10月1日から2023年9月30日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、前期に独立調査委員会からの指摘及び提言を踏まえて提出した改善報告書に基づいた改善状況について注視して参りましたが、対策に沿った改善に取り組んでいることを確認しております。今後も継続的に注視して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月10日

株 式 会 社 サカイホールディングス 監査役会

常勤監査役 櫻 井 裕 美 ㊟

社外監査役 後 藤 康 史 ㊟

社外監査役 伊 東 祐 介 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと考え、そのための収益力を強化するとともに、株主の皆様に対する積極的な利益還元策を実施し、配当性向を30%以上とすることを基本としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なおこの場合の配当総額は、155,344,995円となります。
(注)中間配当10円を含めた当期の年間配当は、1株につき25円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年12月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

現在の取締役4名は本総会終結の時をもって全員が任期満了となります。つきましては、本総会において取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>あさだ こうじろう 朝田 康二郎 (1979年7月15日)</p>	<p>2003年4月 野村證券株式会社入社 2010年4月 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社入社 2013年3月 クレディ・スイス証券株式会社入社 2018年11月 株式会社ファイナンシャルファーム取締役 (現任) 2019年1月 株式会社ミツワ入社 (現職) 2019年2月 ブルーモーニングフィナンシャル株式会社 代表取締役 2021年1月 刀パートナーズ株式会社代表取締役 2022年3月 株式会社小牧ハイウェイ企画駐車場開発 監査役 (現任) 2022年12月 刀パートナーズ株式会社取締役 (現任) 当社代表取締役社長 (現任) 株式会社エスケーアイ代表取締役社長 (現任) 株式会社セントラルパートナーズ 代表取締役会長 (現任) エスケーアイマネージメント株式会社 取締役 (現任) エスケーアイ開発株式会社代表取締役社長</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社エスケーアイ代表取締役社長 株式会社セントラルパートナーズ代表取締役会長 エスケーアイマネージメント株式会社取締役 刀パートナーズ株式会社取締役 株式会社ファイナンシャルファーム取締役 株式会社小牧ハイウェイ企画駐車場開発監査役 株式会社ミツワ従業員</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
2	みやた けいいちろう 宮田 圭一郎 (1965年12月9日)	1988年4月 株式会社セントラルファイナンス（現SMBC ファイナンスサービス株式会社）入社 2009年4月 株式会社セディナ（現SMBCファイナンスサ ービス株式会社）経営企画部主査 2011年6月 同社経営管理部主査 2014年4月 同社内部統制推進部主査 2020年10月 同社経理部財務統制グループ長 2021年1月 同社財務管理部決算企画グループ主席 2022年10月 当社経理部長（現任） 2022年12月 株式会社セントラルパートナーズ取締役 2022年12月 エスケーアイマネージメント株式会社 取締役（現任） 2023年5月 当社取締役（現任） 2023年6月 株式会社セントラルパートナーズ代表取 締役社長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社セントラルパートナーズ代表取締役社長 エスケーアイマネージメント株式会社取締役	一株
3	かたやま よしひろ 片山 義浩 (1979年8月29日)	2003年4月 アスカ株式会社入社 2008年4月 同社自動車部品事業部営業部長 2011年2月 同社取締役自動車部品事業部営業部長 2012年3月 同社取締役自動車部品事業部幸田工場長 2013年9月 同社取締役自動車部品事業部営業部長 2015年2月 同社常務取締役総務・経理・経理管理担当 2016年2月 同社常務取締役総務・経理・経営管理・開 発本部担当 2018年3月 同社常務取締役管理本部長 2018年10月 株式会社ジャスティス代表取締役 2022年12月 当社社外取締役（現任） 2023年2月 アスカ株式会社常務取締役制御システム事 業部長（現任） [重要な兼職の状況] アスカ株式会社常務取締役制御システム事業部長	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
4	ほう しゅん 鮑 俊 (1989年8月17日)	2018年9月 株式会社光通信アライアンス・未上場管 理事業部入社 2019年6月 株式会社コネクトエージェンシー取締役 (現任) 2019年9月 株式会社レオコネクト取締役(現任) 2020年1月 株式会社光通信ファイナンス部統括部長 2020年10月 株式会社HBDファイナンス部統括部長 2021年11月 株式会社FW取締役 2022年6月 株式会社エフティグループ取締役(現任) 2023年4月 株式会社DREAMBEER取締役(現任) 2023年5月 当社社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社レオコネクト取締役 株式会社コネクトエージェンシー取締役 株式会社エフティグループ取締役 株式会社DREAMBEER取締役	一株

- (注)1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 片山義浩氏および鮑俊氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
- (1) 片山義浩氏は、企業経営における幅広い職見を生かして、的確な意見を述べるなど経営全般に対する提言を適切に行っていたことから、社外取締役に選任しております。片山義浩氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。
- (2) 鮑俊氏は、企業経営における幅広い職見を生かして、経営全般に対する提言を適切に行っていたことから、社外取締役に選任しております。鮑俊氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、7ヶ月となります。
4. 責任限定契約について
 当社は片山義浩氏および鮑俊氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約について
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求がされた場合の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 独立役員について
 当社は、片山義浩氏および鮑俊氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

現在の監査役櫻井裕美氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、本総会において監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
うちだ もりひこ 内田 守彦 (1959年11月3日)	1983年4月 株式会社セントラルファイナンス（現SMBCファイナンスサービス株式会社）入社	一株
	1993年10月 同社木更津支店長	
	1999年10月 同社春日井支店長	
	2001年10月 同社東京企画部次長	
	2009年4月 株式会社セディナ（現SMBCファイナンスサービス株式会社）法人保険営業部長	
	2009年8月 同社経営企画部グループ事業管理部長	
	2013年11月 同社総務部長	
	2019年4月 同社経営企画部長	
	2019年10月 SMBCファイナンスサービス株式会社エリアサポート部（現クレジットアドバイザー一部） 上席調査役	
	2023年6月 当社経営企画部長（現任）	

(注)1. 候補者は新任候補者であります。

2. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求がされた場合の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役・監査役のスキル・マトリックス (定時株主総会後の予定)

スキル	企業経営	マーケティング・営業	ファイナンス・財務	I T・D X	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	グローバル経験	E S G・サステイナビリティ
役員情報								
朝田康二郎 再任 代表取締役社長	○	○		○				
宮田圭一郎 再任 取締役			○	○	○	○		
片山義浩 再任 社外取締役	○	○	○		○		○	
鮑俊 再任 社外取締役	○	○	○					
内田守彦 新任 常勤監査役		○			○	○		
後藤康史 現任 社外監査役	○		○			○	○	
伊東祐介 現任 社外監査役					○	○		○

(注)1. 本総会第2号議案および第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合に予定しているものです。

2. 取締役候補者および監査役候補者の指名にあたっては、透明性、公平性、客観性を一層高めるため、社外役員を議長とし、社外役員が半数以上を占める「指名報酬諮問委員会」における審議を経ております。

第4号議案 役員退職慰労金贈呈の件

第32期から第33期までの期間に退任された取締役ならびに本総会終結後に退任される監査役に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、退職慰労金の具体的金額、贈呈の時期、方法は、取締役は取締役会の決議、監査役は監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任役員の略歴は次の通りであります。

氏名	略歴
肥田 貴將	2015年12月 当社取締役
	2016年10月 当社代表取締役副社長
	2016年12月 当社代表取締役社長
	2022年3月 退任
山口 伸淑	2015年12月 当社社外取締役
	2022年3月 当社代表取締役会長
	2022年11月 当社代表取締役社長
	2022年12月 退任
榊原 康代	2021年12月 当社取締役
	2022年12月 退任
山河 和博	2021年12月 当社取締役
	2022年3月 退任
漆原 秀一	2022年12月 当社取締役
	2023年5月 退任
矢崎 信也	2020年12月 当社社外取締役
	2022年12月 退任
椿 隆二郎	2020年12月 当社社外監査役
	2021年12月 当社社外取締役
	2022年12月 退任
櫻井 裕美	2015年12月 当社常勤監査役
	2023年12月 退任

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2023年11月10日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、再任予定の取締役に対し、本総会終結の時までの在任期間における功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、退職慰労金の具体的金額、支給の時期、方法は、取締役会の決議にご一任いただきたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は次の通りであります。

氏名	略歴
朝田 康二郎	2022年12月 当社代表取締役社長（現任）
宮田 圭一郎	2023年5月 当社取締役（現任）
片山 義浩	2022年12月 当社社外取締役（現任）

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において、年額3億5千万円以内（うち社外取締役7千万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役に對する具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行または処分に係わる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式

の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社または当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社または当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了または定年、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社または当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

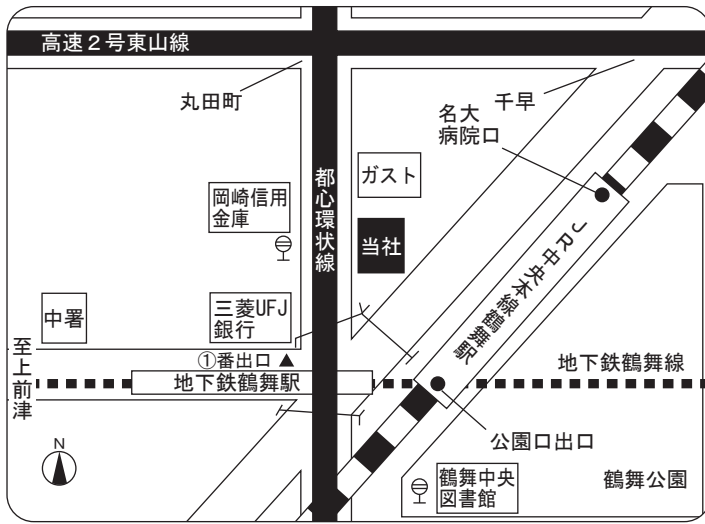
上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図



株式会社サカイホールディングス 本社5階会議室
名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケイファーストビル）
電話 052-262-4499

経路のご案内

〈地下鉄・JR〉

地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車(①番出口)—————徒歩5分

JR中央本線「鶴舞駅」下車(公園口出口)—————徒歩5分

〈市バス〉

市バス栄20・26号または名駅18号系統にて「鶴舞公園前」下車

名駅・栄方面よりお越しの方—————バス停より北へ徒歩5分

新瑞橋・高辻方面よりお越しの方——バス停より向かいへ徒歩5分

お願い

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。